

ビジョン光プラス ファミリープラン、マンションプラン
特典規約

第1条（目的）

1. この「ビジョン光プラス ファミリープラン、マンションプラン 特典規約」（以下「本規約」といいます）は、「ビジョン光プラス」の契約者に対して、第4条規定のサービス（以下「本サービス」といいます）を提供するにあたり適用される条件を定めたものであり、当社及び契約者との間に一律に適用されます。
2. 本サービスに関し別途当社が定める諸規定（サービス紹介、料金表、ヘルプ、注意書きその他のウェブサイト上の記載及び当社による契約者への通知を含みます。）は、本規約の一部を構成します。また、本規約の内容と当該諸規定の内容との間に矛盾抵触がある場合には、当該諸規定が優先して適用されますので、併せてご確認をお願いします。

第2条（定義）

本規約における用語の定義は個別に定義があるものを除き次のとおりとします。

用語	定義
利用契約	本サービスを利用するための本規約を内容とする契約の総称
対象端末	契約時に事前登録した、契約者が所有・利用するスマートフォン、フィーチャーフォン（ガラホを含む）、タブレット端末、ノートパソコン（タブレット PC を含む）、モバイルルーター・デスクトップパソコン。

第3条（本規約の変更）

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、民法第548条の4の規定に基づき本規約を随時変更することができるものとします。
 - (1) 本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき
 - (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. 当社は、本規約の変更を行う場合は、変更後の本規約の効力発生時期を定め、あらかじめ変更後の本規約の内容及び効力発生時期を契約者に通知、本サービス上への表示その他当社所定の方法により契約者に周知します。
3. 前二項の規定にかかわらず、前項の本規約の変更の周知後に契約者が本サービスを利用した場合、当該契約者は本規約の変更に同意したものとみなします。

第4条（本サービスの内容）

1. 本サービスとは、対象端末の不具合、障害等（以下「障害等」といいます）に関する契約者からの相談に対し、電話で対象端末の障害等の原因と考えられる事項を整理等し、対象端末の障害等の解決方法に関する助言を行うサービスをいいます。
2. 本サービスは、通信端末修理費用保険特典をその内容に含むものとし、その詳細は別紙1にて定めるとおりとします。

第5条（本サービスの提供条件等）

1. 当社は、本サービスを利用するために必要な機器・環境等を有する方に本サービスを提供します。なお、サービス提供が可能な地域は日本国内に限ります。
2. 当社は、当社の判断により、契約者に対する事前の通知を行うことなく、本サービスの全部または一部を追加、または変更することができるものとします。
3. 当社は、当社の判断により、契約者に対する事前の通知を行ったうえで、本サービスの全部または一部の提供を廃止することができるものとします。
4. 前二項の場合、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社は契約者に対し一切の責任を負わないものとします。

第6条（本サービスの提供時間等）

1. 当社は、本サービスを平日の午前9時から午後6時に限り提供します。
2. 契約者は、別途当社が定める受付電話番号（以下「受付電話番号」といいます）宛に連絡する方法により、対象端末の障害等に関する照会等を行うことができ、当社は、第1項に定める時間においてこれらを受け付けます。ただし、当社は、当該照会等については遅延なく受け付けることにつき保証しないものとし、契約者は、照会等の時間等によっては当日中に対応が行えない場合などがあることを予め承諾するものとします。
3. 当社は、当社の判断により、契約者に対する事前の通知を行ったうえで、受付電話番号を変更することができます。

第7条（契約者の条件等）

契約者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号に定める条件を満たすものとします。

- (1) ビジョン光プラスの契約者であること
- (2) 契約者自身が本サービスを利用するものであること
- (3) 対象端末の不具合・障害発生時を除き、対象端末が恒常的、安定的インターネット回線に接続されていること
- (4) 対象端末の障害等に関する照会を行うにあたって、当該対象端末について契約者が正当な権限を有し、契約者自身が操作することができる環境にあること
- (5) 対象端末及び対象端末の障害等解決に努めるに当たり必要となる機器、ソフトウェア、サービス等が日本国内で販売・配布・提供されたものであり、かつ、そのマニュアル、取扱説明書等が日本語により記述されたものであること。

第8条（利用契約の成立）

1. 契約者による利用契約の申込は、ビジョン光プラスに申込みことにより本サービスへの申込をなしたものとみなされ、ビジョン光プラスの利用に関する契約の成立と同時に本サービスの利用契約も成立したものとみなされます。
2. 利用契約が成立した場合でも、契約者が以下のいずれかに該当する場合は、本サービスの全部又は一部の提供がなされない場合があります。その場合でも、当社は何らの責任も負いません。
 - (1) 契約者が本規約に違反するおそれがあると認められる相当の理由があるとき

- (2) 対象端末について、通信端末修理費用保険特典の提供を含め本サービスの全部又は一部の提供が困難であると当社が判断したとき
 - (3) 契約者が利用規約上の債務の支払いを怠る恐れがあると当社が判断したとき
 - (4) 契約者が利用契約の申込当たりことさら虚偽の事実を提示したとき
 - (5) 違法に、または明らかに公序良俗に反する態様で本サービスを利用するおそれがあるとき
 - (6) 契約者が当社または本サービスの信用を毀損するおそれがある態様で本サービスを利用するおそれがあるとき
 - (7) 当社が本サービスの一部を委託する委託先が、本サービスの安定的な提供が困難であると判断したとき
 - (8) 契約者が反社会的勢力であるか、反社会的勢力と関わりがあると判明したとき
 - (9) その他の事情により申込を受け付けられないと当社が判断したとき
3. 当社は、当社が第2項に従い契約者の利用申込を承諾した後に、契約者が前項各号の一に該当することが判明した場合、当社はかかる承諾を取り消すことができます。

第9条（本サービスの種類・内容の変更）

1. 契約者は、名義・住所・連絡先等（以下、本条において「契約者情報」と総称します。）を変更する場合（法人合併及び会社分割による場合を含みます。）は、当社が指定する方法により、必ず当社へ速やかに通知するものとします。なお、変更の内容により本サービスの継続利用をお断りする場合がございます。
2. 契約者が前項の通知を怠った場合は、当社が変更前の名義・住所または連絡先等の契約者情報に発信した書面・電子メール等は全て契約者に対して発信した時点において到達したものとみなされます。
3. 契約者が第1項の通知を行った場合には、当社が契約者の変更後の名義・住所または連絡先等の契約者情報に発信した書面・電子メール等は、全て契約者に対して発信した時点において到達したものとみなされます。
4. 第1項の通知を怠り、または虚偽の契約者情報を当社に通知したことによって生じた損害に関する責任は契約者が負うものとし、当社は一切の責任を追いません。

第10条（サービス利用料金）

本サービスの利用料金は、ビジョン光プラスの利用料金に含まれるものとします。

第11条（秘密保持）

1. 契約者及び当社は、本サービスの提供または利用に関して知り得た相手方の秘密情報（本サービスに関するノウハウ、当社のシステムに関する情報、技術上または営業上の一切の秘密情報を含みます。）を、厳重かつ適正に管理するものとし、相手方の事前の書面による同意なく第三者（当社の関連会社及び委託先を除く。）に開示、提供及び漏洩し、または本サービスの提供もしくは利用の目的以外に使用してはならないものとします。
2. 次の各号の情報は、秘密情報に該当しないものとします。
 - (1) 開示を受けた時、既に所有していた情報

- (2) 開示を受けた時、既に公知であった情報またはその後自己の責に帰さない事由により公知となった情報
 - (3) 開示を受けた後に、第三者から合法的に取得した情報
 - (4) 開示された秘密情報によらず独自に開発しまたは創作した情報
 - (5) 法令の定めまたは裁判所の命令に基づき開示を要請された情報
3. 契約者及び当社は、相手方の指示があった場合または利用契約が終了した場合は、相手方の指示に従い速やかに秘密情報を、原状に回復した上で返却または廃棄し、以後使用しないものとします。
 4. 当社は、当社の関連会社または委託先に契約者の秘密情報を開示した場合、当該関連会社及び委託先の当該秘密情報の取扱いについて一切の責任を負いません。
 5. 当社は、本サービスを提供する目的のために、契約者の秘密情報を利用することができます。

第 12 条（個人情報の保護）

当社は、契約者の保有する個人情報（特定の個人を識別することができるものをいいます。以下「個人情報」といいます）を、当社ホームページに掲載する「個人情報保護方針」に基づき利用・取扱います。

・当社個人情報保護方針：<https://www.vision-net.co.jp/privacy.html>

第 13 条（本サービスの中止・停止・制限）

1. 当社は、次の各号の一に該当する場合、契約者に事前通知することなく、本サービスの全部または一部を中止、停止または制限することができます。
 - (1) 契約者が第 13 条第 1 項各号の一に該当する行為、または該当するおそれのある行為を行ったとき
 - (2) 契約者が第 7 条各号の要件を満たしていないと認められるとき
 - (3) 契約者が第 8 条の利用申込に当たり当社に提示した連絡先に対し、当社が適当と判断する方法をもって連絡したにも関わらず、当社の指定する期間内に契約者からの返答がないとき
 - (4) 契約者と当社との間で、本サービスの提供・利用についてかかる契約の終了、停止または中止の合意をする契約を締結したとき
 - (5) 天変地異、戦争、暴動、内乱、法令の改廃制度、裁判所または行政機関による命令処分、争議行為、停電（計画停電を含みます）、サイバーテロ、インフルエンザ等感染症の流行による事業停止、放射能汚染、その他非常事態が発生し、または発生するおそれがあるとき
 - (6) その他当社の責に帰することのできない事由が生じたとき
2. 前項の本サービスの中止、停止または制限によって契約者が損害を被った場合といえども、当社は該当損害につき一切の責任を負わないものとします。ただし、当該損害が当社の故意又は重過失による場合はこの限りではありません。

第 14 条（禁止行為）

1. 契約者は、本サービスの利用において次の各号の一に該当する行為または該当するおそれがある行為をしてはならないものとします。なお、当社は、契約者が次の各号の一に該当する行為または該当するおそれがある行為を行った場合、あるいは行うおそれがあると判断した場合、契約者に何らの事前の通知・催告を行うことなく適当な措置を講じることができます。
 - (1) 本サービス利用申込時または本サービス利用時に虚偽の事項を申告する行為
 - (2) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (3) 当社または第三者に損害を与える行為
 - (4) 当社または第三者を差別・誹謗・中傷し、または信用・名誉を毀損する行為
 - (5) 公序良俗に反する行為
 - (6) 犯罪的行為または犯罪的行為に結びつく行為
 - (7) 本規約のいずれかに違反する行為
 - (8) 法令に反する行為
 - (9) その他当社が不適切と判断する行為
2. 契約者は、本サービスの利用及びその結果につき一切の責任を負うものとし、本サービスの利用に関連して、当社または他の契約者を含む第三者が損害を被った場合、契約者は、当社または他の契約者を含む第三者に対し、かかる損害を賠償します。

第 15 条（反社会的勢力の排除）

1. 当社及び契約者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明しかつ将来にわたっても該当しないことを保証します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 当社及び契約者は、相手方が自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを表明し保証します。
 - (1) 脅迫的な言動または暴力行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 風説を流布し偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損する行為
 - (4) 相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

3. 当社及び契約者は、相手方が、暴力団員等もしくは第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第 1 項の規定にもとづく表明・保証に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、自己の責に帰すべき事由の有無を問わず、相手方に対して何らの催告をすることなく利用契約を解除することができるものとします。
4. 当社及び契約者は、前項により利用契約を解除した場合、相手方に損害が生じたとしてもこれを一切賠償する責任はないものとします。

第 16 条（利用資格の喪失等）

当社は、契約者が次の各号の一に該当すると判断した場合、契約者に何らかの事前通知・催告を行うこと無く、該当契約者につき本サービスの利用を停止させ、または該当契約者の利用資格を喪失させ、本サービスの利用をその時点で終了させることができます。この場合契約者は、当然に期限の利益を失い、直ちに本サービスに関わる債務の全額を当社の指定する方法にて当社に支払わなくてはならないものとします。

- (1) 第 13 条第 1 項各号の一に該当する行為または該当するおそれがある行為を行った場合
- (2) サービス利用料金の支払いの遅延または不履行が合った場合
- (3) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分、強制執行、競売等の申立てを受けた場合またはそれらのおそれがあると認められる場合
- (4) 破産、民事再生、特別清算、または会社更生等の申立を行い、あるいは申立てを受けた場合、またはそれらのおそれがあると認められる場合
- (5) 手形、小切手が不渡りとなり、その他支払停止状態に至った場合
- (6) 営業を廃止・休止・変更し、または第三者に管理される等営業内容に変更があった場合、またはそのおそれがあると認められる場合
- (7) 財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる場合
- (8) 利用契約の各条項のいずれかに違反した場合
- (9) その他各上記各号の一に準ずる事由があった場合

第 17 条（本サービス利用の終了）

1. 契約者は、本サービスの全部または一部の利用を終了しようとする場合は、当社所定の手続きにしたがって当社に通知するものとし、不備のない通知が当社に到達し、当社による解約手続きが完了した日の属する月の末日をもって本サービスの全部または一部の利用が終了するものとします。この場合において、ビジョン光プラスの料金の一切の減免を行わないものとします。
2. 前項の規定に関わらず、ビジョン光プラスの利用に関する契約が終了した場合は、本サービスの提供も当然に終了します。

第 18 条（免責）

1. 当社は、本サービスを通じて当社が提案・説明した内容に基づいて契約者が実施した作業の内容及びその結果について保証しないとともに、かかる作業の実施内容及びその結果に起因して契約者または第三者が被害を被った場合は、該当損害につき責任を負わな

いものとしします。

2. 本サービスは、メーカー及びサービス提供事業者等が提供する正規のサポート業務を代行するものではありません。対象端末の障害等に関する相談の内容によっては、メーカー及びサービス提供事業者等のホームページを紹介することや、それぞれに対して契約者自身が直接問い合わせることを依頼するに留まる場合があります。

第 19 条（損害賠償）

1. 契約者が本規約の各条項のいずれかに違反したことにより、当社または第三者に損害を与えた場合には、当社または第三者が被った損害（逸失利益、訴訟費用及び弁護士費用等を含むがこれに限定されないものとしします）等を全額賠償する責任を負うものとしします。
2. 契約者が本サービスの利用に関して、第三者に損害を与え、または第三者と紛争を生じた場合において、当社がほかの契約者や第三者から責任を追求された場合、契約者はその責任と費用において当該紛争を解決するものとし、当社を一切免責するとともに、当社の出捐を補充するものとしします。
3. 当社が契約者に対して賠償責任を負う場合の賠償金額は、その事由の如何に関わらず、本サービスの 1 か月当たりの月額料金相当額を上限とします。ただし、契約者に生じた損害が当社の故意又は重過失による場合は、かかる上限は適用されず、当社は、契約者に現実かつ直接に生じた通常の損害について賠償します。

第 20 条（権利義務の譲渡の禁止）

契約者は、本規約に基づく権利及び義務の全部または一部を第三者に譲渡し、もしくは継承させ、または担保に供する等の処分をしてはならないものとしします。

第 21 条（第三者への委託等）

当社は、本規約に基づく当社の義務の全部または一部を第三者に委託することができるものとしします。

第 22 条（契約者への連絡等）

当社から契約者に対する連絡・通知は、本規約で別途定める場合を除き、次のいずれかの方法により行われます。

- (1) 第 8 条または第 9 条により契約者が届け出た電話番号に連絡する方法、またはメールアドレス宛にメールを送信する方法、メールアドレス宛にメールを送信する場合、契約者のメールを管理するサーバーに該当送信メールが正常に到達した時をもって連絡・通知が完了したものとみなします。
- (2) 当社のウェブサイト上で公開する方法。この場合、当社が自らのウェブサイト上で公開した時をもって連絡・通知が完了したものとみなします。

第 23 条（残存条項）

利用契約の終了後も、第 5 条（本サービスの提供条件等）第 4 項、第 9 条（本サービスの種類・内容の変更）第 4 項、第 10 条（サービス利用料金）第 5 項及び第 6 項、第 11 条（秘

密保持)、第 12 条 (個人情報保護)、第 13 条 (本サービスの中止・停止・制限) 第 2 項、第 14 条 (禁止行為) 第 2 項、第 18 条 (免責)、第 19 条 (損害賠償)、本条、第 24 条 (準拠法) 並びに第 26 条 (合意管轄) の規定は有効に存続するものとします。ただし、第 11 条 (秘密保持) については、終了日から 1 年間に限るものとします。

第 24 条 (準拠法)

本規約の成立、効力、履行及び解釈については、日本法が適用されます。

第 25 条 (紛争の解決)

本規約に定めのない事項及び本規約の各条項の解釈に疑義が生じたときは、誠意をもって協議し、円満に解決を図ります。

第 26 条 (合意管轄)

本規約またはこれに関する紛争に係る事件において、第一審の専属の管轄裁判所は、その訴額に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所とします。

制定日：2023 年 10 月 1 日

通信端末修理費用保険特典

1. 概要

サービス「ビジョン光 プラス（以下「本サービス」といいます。）」に付随関連して、以下の表に記載された無線通信機能を内蔵した通信端末（以下「対象端末」といいます。）の破損・水濡れ等により生じた損害に関して、引受保険会社をさくら損害保険株式会社（以下「引受保険会社」といいます。）、保険契約者を株式会社ビジョン、被保険者を会員（会員が個人の場合に限り、生計を同一にする同居の親族（2親等以内）および別居の未婚の子を含みます。）とする通信端末修理費用保険契約に基づき、引受保険会社から保険金額を上限とする保険金が支払われる特典をいいます。

2. 対象端末（保険の対象）

(1) 本サービスに付随した無線通信機器のうち、以下の表の種別、かつ、以下の条件を満たすものを、対象端末とします。

- ① 本サービス利用契約開始日を起算日としてメーカー発売日から5年以内の製品であるか、または、メーカー発売日から5年以上経過した製品であっても、本サービス利用契約開始日を起算日として1年前より後に購入されたことが証明できる端末とします。
- ② 本サービス利用契約時に、画面割れ、ケース割れ、水濡れ等がなく、正常に動作している端末。
- ③ 被保険者の所有する端末。
- ④ 日本国内で発売されたメーカーの正規品である端末。
- ⑤ 日本国内で修理可能なもの、かつ、日本国内で購入可能な端末。

(2) 対象端末は、以下の表に記載される種別に限られます。

(3) 以下のものは、対象端末から除かれます。

- ① 2(1)①の対象期間経過後の端末。
- ② 対象端末の周辺機器・付属品・消耗品（ACアダプタ・ケーブル・マウス・キーボード・コントローラー・外付けモニター・バッテリー・外部記録媒体等）。
- ③ 対象端末内のソフトウェア。
- ④ レンタル・リースなどの貸借の目的となっている端末。
- ⑤ 過去に当該対象端末のメーカー修理（メーカーが指定する正規の修理拠点で修理されたもの）以外で、加工・改造・過度な装飾がされた端末。
- ⑥ 第三者の紛失、盗難の被害対象品（違法な拾得物等）である端末。
- ⑦ 日本国外のみで販売されている端末。
- ⑧ 本サービス以外の保険、または保証サービス（延長保証サービス等を含みます）等を用いて修理費用のすべてが填補されたか又は交換が可能な端末。

3. 補償期間

被保険者は、本サービスの利用契約開始日より本サービス契約期間中、通信端末修理費用保険を利用できるものとします。なお、本特典を利用できる期間の前日以前、または本サービ

スの提供終了日以降に対象端末に生じた損害に対しては本特典の適用はありません。

4. 保険金額

引受保険会社は、被保険者に以下「5. 補償の範囲」の記載に応じて、対象端末に損害（修理費用・交換費用をいいます。）が生じた場合に、1 被保険者あたり 1 年（起算日は本サービスの利用契約開始日とします。）につき下記記載の金額を上限として、被保険者が被った実損金額を通信端末修理費用保険金としてお支払いします。但し、除外事項に該当する場合、保険金はお支払しないものとします。

対象端末の種別	
スマートフォン	フィーチャーフォン（ガラホを含む）
タブレット端末（タブレットPCを含む）	ノートパソコン
デスクトップパソコン	ルーター

5. 補償の範囲（保険金が支払われる場合と支払われない場合）

対象端末	保険金額（※1）	ご利用上限回数
スマートフォン	修理可能：最大30万円（※2） 修理不能：最大15万円（※3）	保険金の支払回数は制限なし（※4）
フィーチャーフォン（ガラホを含む）		
タブレット端末（タブレットPCを含む）		
ノートパソコン		
デスクトップパソコン		
ルーター		

※1 修理可能とは、対象端末をメーカー等で修理をした状況を指します。また、修理不能とは、対象端末のメーカー等での修理が不可能な状況（盗難を含む）を指します。なお、対象端末機器がメーカー保証、通信事業者による補償制度等により、本特典で保険金が支払われる場合と重複した場合には、他の補償制度による補償を優先することとします。

※2 対象端末のメーカー保証内の故障の場合は、有償修理に要した実費に対して、最大金額を上限として保険金をお支払いします。なお、修理により同等品を本体交換した場合も修理可能扱いとなります。

※3 修理不能となった当該端末の購入価格の 50%の金額に対して、最大金額を上限として保険金をお支払いします。ただし、購入証明書（購入時の価格が記載されている書類）の提出ができず、同等品を再購入された場合は、再購入価格の 50%の金額に対して、最大金額を上限として保険金をお支払いします。

※4 一被保険者に対して支払われる保険金の上限額は、1 年間（起算日は本サービスの利用契約開始日）につき 30 万円です。また、本サービスの利用契約開始日より 1 年間の間に端末数、支払回数は同一端末か異なる端末であるかを問わず、制限なしとします。なお同一事故による求償は 1 度きりとします。

【提出必要書類】

区分	提出必要書類
「修理可能」 の場合	① 引受保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書 ② 修理領収書、修理に関するメーカー・店舗等のレポート等故障を証明できるもの ③ 損害状況・損害品の写真 ④ メーカーの発行する保証書（メーカーの発行する保証書がない場合は、購入日の確認できる領収書や帳票などの証憑）
「修理不能」 の場合	① 引受保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書 ② 修理に関するメーカーの発行するレポート等の対象端末が修理不能であることを証明できるもの ③ 修理不能となった対象端末の購入時の金額が確認できる領収証や帳票 ④ 新規購入した際の領収書等、新規購入したことが証明できるもの（※5） ⑤ 損害状況・損害品の写真 ⑥ 盗難届受理証明（盗難の場合のみ）

（※5）事故が起きた対象端末の購入証明書が提出できない場合には提出が必要となります。

なお、下記の除外事項に該当する場合は保険金の支払いを受けることができません。

■保険金が支払われない場合

「お支払要件」をすべて満たす場合でも、以下のいずれかに当たる場合には、保険金支払の対象外とします。

- (1) 被保険者の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合
- (2) 被保険者と同居するもの、被保険者の親族、被保険者の法定代理人、被保険者の役員・使用人の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合
- (3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害
- (4) 洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災による損害
- (5) 台風・旋風・暴風等の風災による損害
- (6) 引受保険会社が指定した提出必要書類の提出がない場合
- (7) 被保険者が本サービスの適用資格を有していないときに発生した場合
- (8) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する場合（群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事変と認められる状態をいいます。）
- (9) 公的機関による差押え、没収等に起因する場合
- (10) 原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合
- (11) 本サービス利用契約開始日前に被保険者に生じた、お支払要件に定める損害
- (12) 本サービスの利用契約が終了した日の翌日以降に被保険者に生じた、お支払要件に定める損害
- (13) 対象端末機器が、日本国内で販売されたメーカー（日本国外メーカーを含みます。）純正品以外の通信端末機器および技適マーク・PSE マークを取得していない通信端末機器

の場合

(14) 対象端末を家族・知人等の個人から、またはオークション・フリーマーケット等から購入・譲受した場合

(15) 対象端末が、被保険者以外の者が購入した端末であった場合

(16) 対象端末が、被保険者以外の者が使用する端末であった場合

(17) 付属品・バッテリー等の消耗品、またはソフトウェア・周辺機器等の、故障、破損、または交換の場合

(18) ご購入から1年以内のメーカーの瑕疵による故障等の場合（初期不良を含む）

(19) 対象端末のメーカーまたは販売店が、自らの決定または行政庁の命令に基づいて、瑕疵の存在する（瑕疵の存在が推定される場合を含む）製品を対象として回収または修理を行った場合における、回収の原因または修理の対象となる事由

(20) すり傷、汚れ、しみ、腐敗、腐食、焦げ等、対象端末の本体機能に直接関係のない外形上の損傷

(21) 対象端末を、加工または改造した場合

(22) 対象端末の修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣による場合

(23) 対象端末にかかった、修理費用以外の費用に関する請求（見積り取得に関する送料、端末機器の送料および費用支払時の事務費用等）

(24) 詐欺、横領によって生じた損害

(25) 自然の消耗、劣化、縮み、変色または変質による損害

(26) ソフトウェアの瑕疵または障害による損害

(27) 紛失・置き忘れおよびその間に生じた損害

(28) 日本国外で発生した事故による損害

6. 保険金請求先

①当社サービスページにアクセスし、WEB 保険金申請画面に移動します。

②WEB ページに表示されているフォームに必要事項を入力します。

③必要書類をアップロードします。

保険金請求に関するお問い合わせ先

さくら損害保険 保険金請求窓口 電話番号：0570-036-736

受付時間：10時～19時（年末年始は除く）

以上